

高次脳機能障害のための 制度活用の手引き



三重県身体障害者総合福祉センター・監修

目次

障害福祉制度・経済的保障制度等の活用ポイント	2
------------------------	---

障害福祉制度・経済的保障制度等の申請先	3
---------------------	---

お金のこと（経済的保障制度等）	4
-----------------	---

1. 高額療養費
2. 傷病手当金
3. 自立支援医療
4. 障害者医療費助成
5. 公的年金制度（国民年金・厚生年金）
6. 自動車保険制度関連
7. 雇用保険（失業給付）
8. 労働者災害補償保険制度
9. 生命保険制度

福祉サービスを受けるには（障害者手帳）	9
---------------------	---

1. 身体障害者手帳
2. 療育手帳（知的）
3. 精神障害者保健福祉手帳

福祉サービスを受けるには（障害者福祉施設等の活用）	10
---------------------------	----

1. 自立支援給付
2. 地域生活支援事業

介護保険制度の活用	11
-----------	----

1. 要介護認定
2. 在宅サービス
3. 施設サービス

高次脳機能障害者の職業リハビリテーション支援機関	12
--------------------------	----

1. ハローワーク
2. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部 三重障害者職業センター
3. ジョブコーチ支援事業
4. その他の支援事業
5. 障害者就業・生活支援センター
6. 三重県身体障害者総合福祉センター

権利を守るために	13
----------	----

1. 成年後見制度
2. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

Q&A 集	14
-------	----

はじめに

交通事故や病気等により高次脳機能障害を負うと生活は大きく変わり、とたんに将来の見通しが立ちにくくなってしまいます。そして、後遺症が残り労働能力に制限のある人は、収入を得ることが難しい状況が続きます。しかし、そういった場合に、関係ある制度を利用することによって、補償を受けたり経済的な不安を解消したりすることができます。

実際に制度を利用する際は、申請窓口や相談窓口へお問い合わせください。

高次脳機能障害診断基準

I 主要症状等

1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。

II 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

III 除外項目

1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状（I-2）を欠く者は除外する。
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

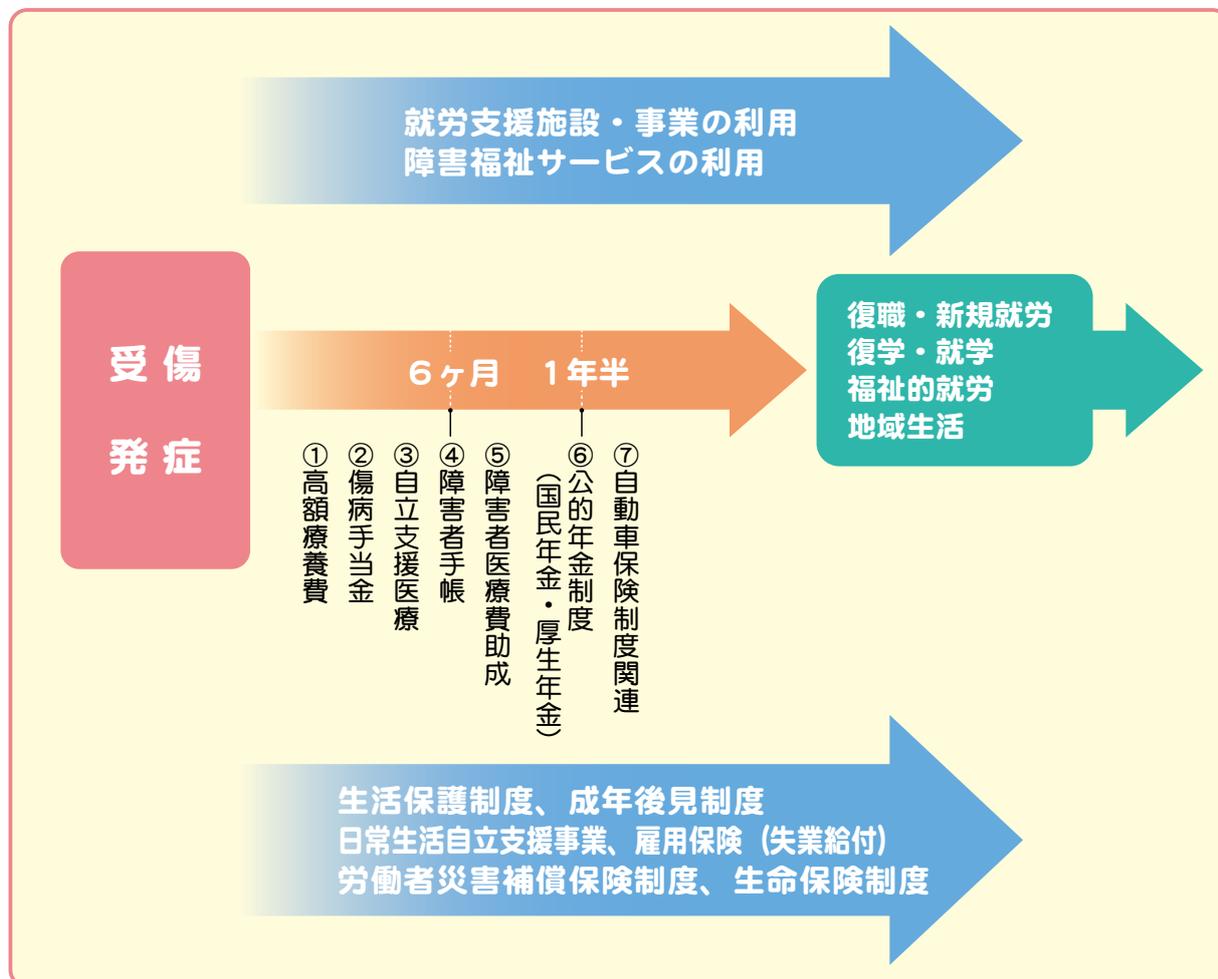
IV 診断

1. I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあります。

国立障害者リハビリテーションセンターホームページより引用

障害福祉制度・経済的保障制度等の活用ポイント



①高額療養費

医療機関や薬局に支払った医療費が1ヶ月に一定額を超えた場合、その超えた額が支給される制度です。

②傷病手当金

健康保険（国民健康保険以外）に加入している方が病気等による治療のために休職となり、給与が支給されない場合の制度です。

③自立支援医療（精神通院）

高次脳機能障害に対する治療やリハビリテーションを外来通院で受ける場合、その自己負担が原則1割になる制度です。

④障害者手帳

障害のある方が一貫した相談支援や障害福祉サービスの利用等の援助を受けやすくするための制度です。障害種別（身体・知的・精神）ごとの手帳制度となっています。

⑤障害者医療費助成

健康保険の自己負担額を市町が助成する制度です。

⑥公的年金制度（国民年金・厚生年金）

障害によって日常生活が著しく制限を受ける場合の生活保障として支給される制度です。

⑦自動車保険制度関連

交通事故等による後遺症に対する補償制度です。

障害福祉制度・経済的保障制度等の申請先

お金のこと
(経済的保障
制度等)

4 ~ 8 ページ

制度等	申請先
1. 高額療養費	加入している公的医療保険担当
2. 傷病手当金	勤務先の社会保険担当等
3. 自立支援医療	市町障害福祉担当、市町保健センター
4. 障害者医療費助成	市町障害福祉担当
5. 公的年金制度	市町年金担当、年金事務所
6. 自動車保険制度関連	
①自動車損害賠償責任保険、自動車任意保険	損害保険会社
②相談機関	日弁連交通事故相談センター そんぽ ADR センター 都道府県の交通事故相談所等、交通事故紛争処理センター
③介護料支給制度	自動車事故対策機構
7. 雇用保険 (失業給付)	ハローワーク
8. 労働者災害補償保険制度	労働基準監督署
9. 生命保険制度	生命保険会社

福祉サービス
を受けるには
(障害者手帳)

9 ページ

制度等	申請先
1. 身体障害者手帳	市町障害福祉担当
2. 療育手帳 (知的)	
3. 精神障害者保健福祉手帳	

福祉サービス
を受けるには
(障害者福祉施
設等の活用)

10 ページ

制度等	申請先
1. 自立支援給付 介護給付 訓練等給付 補装具 自立支援医療	市町障害福祉担当 市町保健センター 市町障害者相談支援センター
2. 地域生活支援事業	各施設

介護保険制度の
活用

11 ページ

制度等	申請先
1. 要介護認定	市町介護保険担当、居宅介護支援事業所 地域包括支援センター、各施設
2. 在宅サービス	
3. 施設サービス	

高次脳機能
障害者の
職業リハビリ
テーション
支援機関等

12 ページ

支援機関等	申請先
1. ハローワーク	ハローワーク
2. 三重障害者職業センター	ハローワーク 三重障害者職業センター
3. ジョブコーチ支援事業	
4. その他の支援事業	障害者就業・生活支援センター
5. 障害者就業・生活支援センター	
6. 三重県身体障害者総合福祉センター	市町障害福祉担当 三重県身体障害者総合福祉センター

権利を守る
ために

13 ページ

制度等	申請先
1. 成年後見制度	家庭裁判所
2. 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	市町社会福祉協議会

お金のこと (経済的保障制度等)

1 高額療養費 (申請先：加入している公的医療保険担当)

医療機関や薬局に支払った医療費が1ヶ月に一定額を超えた場合、その超えた額が支給される制度です。(所得制限あり)。あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することで、支払いが限度額までとなります。下表に示すような、何らかの公的医療保険に加入し、自己負担がある人が利用できます。

(表 1)

医療保険	対 象	窓 口	必要なもの
健康保険(協会けんぽ) 船員保険	本人または家族 船員または家族	協会けんぽ都道府県支部 全国健康保険協会船員保険部	・申請書(通帳の口座 番号、保険証の番号) ・その他添付書類 等
健康保険組合	本人または家族	健康保険組合	
共済組合	本人または家族	共済組合	
国民健康保険	市町在住の人	市町国民健康保険担当	

2 傷病手当金 (申請先：勤務先の社会保険担当等)

健康保険(国民健康保険以外)に加入している方が病気等による治療のために休職となり給与が支給されない場合には、傷病手当金が支給される可能性があります。受給中に退職しても、治療が必要なために働けない状態が続けば、通算1年6ヶ月間支給されます。ただし、同一理由による障害厚生年金と傷病手当金の支給期間が重なった場合には、傷病手当金の額が障害厚生年金の額を上回る場合のみ差額分が支給されます。

傷病手当金は同一の疾病については原則1回の支給ですが、疾病が完治した後に再発した場合には、再度支給される場合があります。

3 自立支援医療 (申請先：市町障害福祉担当または市町保健センター)

高次脳機能障害に対する治療やリハビリテーションを外来通院で受ける場合、その自己負担が原則1割になる制度です(原則として1つの医療機関です)。

4 障害者医療費助成 (申請先：市町障害福祉担当)

障害者医療費助成制度は、健康保険の自己負担額を市町が助成する制度です。市町によって基準が異なります。

5 公的年金制度【国民年金・厚生年金】(申請先：市町年金担当または年金事務所)

(1) 制度の概要

公的年金制度は、国民年金制度を基盤に厚生年金が上積み部分(2階建て方式)として設けられています。国民年金、厚生年金にはそれぞれ障害年金制度があります。

障害基礎年金(国民年金)には1級、2級があり、子(18歳到達年度の3月31日まで)の加算があります。

20歳前に傷病を負った方の場合には所得制限があります。

障害厚生年金には1級、2級、3級、障害手当金の4段階があり、年金額は等級と本人の賃金報酬額(平均標準報酬月額)等により違いがあります。また、障害厚生年金には、配偶者に加算年金がつきます。障害厚生年金3級の方の場合には、最低保障額が設定されています。

障害年金の受給条件は、受傷・発病時に公的年金に加入しており(20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要)、保険料納付済期間が3分の2以上(または直近の1年間に保険料滞納がなければ可)であり、障害認定日(一般的に脳損傷では受傷・発症より1年6ヶ月)に障害程度が年金支給の基準に該当する状態であることです。

※特別障害給付金制度について(申請先:市町年金担当)

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方には、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されています。

<支給の対象となる方>

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象の学生であった方。
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

(2) 各年金の併給について

障害基礎年金と老齢厚生年金の併給

障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能です。障害基礎年金を受給する方が就労や復職をして老齢厚生年金の受給資格を得られた場合には、「老齢基礎年金・老齢厚生年金」か「障害基礎年金・老齢厚生年金」の組み合わせのいずれかが選択できます。

労災障害年金と障害基礎・障害厚生年金との併給

労災障害年金と障害基礎年金または障害厚生年金とは併給が可能です。ただし、併給の場合には、労災障害年金が一定率で減額調整されます。

20歳前の受傷による労災年金と障害基礎年金

20歳前に労災事故により受傷し労災年金を受給している場合には、20歳からの障害基礎年金は支給されません。ただし、労災年金額が障害基礎年金額を下回る場合には障害基礎年金より差額が支給されます。

(3) 高次脳機能障害者の公的年金

高次脳機能障害は、年金制度では精神の障害に分類されます。そのため、年金診断書には「精神障害」の診断書を使用します。肢体不自由等を合併している場合には、「肢体不自由」の診断書もあわせて提出します。

高次脳機能障害者は、残存能力がアンバランスなために、日常・社会活動や労働能力に不安定さがある場合があります。そのため、記憶障害等の認知機能の障害や情動面の障害等により、どのような生活制限や介護・観察等を要するかを具体的に記載してもらうことが必要です。本人が障害認識を十分に持っていない場合には、本人が単独で生活できるかどうかを念頭におき、家族が医師に日常生活の状況を具体的に説明することが必要です。

6 自動車保険制度関連

自動車保険制度には、自動車損害賠償責任保険（以下、自賠責保険）と自動車任意保険制度（以下、任意保険）があります。

(1) 自損事故や加害者が自賠責保険のみ、または無保険の場合の事故

公道を走る車はすべてが自動車保険に加入しているわけではありません。加害者が任意保険、ときには自賠責保険にすら未加入の場合があります。そのようなときに活用できる制度に政府保障事業と無保険車傷害保険があります。

政府保障事業（申請先：損害保険会社）

加害者が特定できないひき逃げ事故や加害者が自賠責保険未加入の無保険車、自賠責保険が対応しない盗難車による事故にあった場合に、自賠責保険と同様の保障を政府が行う事業です。

無保険車傷害保険

無保険車傷害保険は、被害者や家族が加入している任意保険の対人賠償保険に付帯しており、日ごろあまり意識されていない自動車保険内容です。無保険車傷害保険は、加害者が任意保険の対人損害保険の対人補償保険に未加入で、補償額が加害者の自賠責保険限度額ではまかなえない場合に、被害者や家族が加入している任意保険が保険金を支払うものです。ただし、保険金は死亡と後遺障害に対してのみ支払われます。

自動車保険の障害等級基準

自賠責保険の障害等級基準は労災保険の後遺障害等級に準拠しています。同じ基準を用いていますが、自賠責保険では労災のような「高次脳機能障害整理表」を用いずに高次脳機能障害の認定システムを用いています。

なお、自賠責保険と労災保険では同じ後遺障害等級基準を用いていますが、審査機関が異なるために同一の等級になるとは限りません。

(2) 公的年金・労災年金と自動車保険の支給調整について

自動車保険による損害賠償金と障害基礎年金、障害厚生年金、それに労災年金については、先に損害補償金の支払いを受けたときは、障害基礎年金、障害厚生年金は受傷日より最長3年間、労災年金は受傷日より最長7年間、支給停止されます。損害賠償金の支払いを受けていないときは、障害基礎年金、障害厚生年金、労災年金を先に申請することができます。（障害基礎年金、障害厚生年金は、損害賠償金の支払いがあった後、支給された額を返還しなければなりません。）

(3) 相談機関

日弁連交通事故相談センター、そんぽADRセンター、都道府県の交通事故相談所、交通事故紛争処理センター等があります。弁護士に依頼をして損害賠償交渉を行う場合には、弁護士との契約が必要です。なお、交通事故紛争処理センターは無料で、効力を伴う和解斡旋までを行います。

(4) 自動車事故対策機構（NASVA）の介護料支給制度

（申請先：自動車事故対策機構）

介護料は、自動車事故が原因で脳・脊髄等を損傷し重度の後遺障害を持つため、移動、食事および排泄等ADL（日常生活動作）について常時または随時の介護が必要な方に支給されます。労災制度の介護（補償）給付とほぼ同程度の内容になっています。

介護料の対象条件には過失責任等は含まれないため、重過失により自賠責保険が適用にならなかった方でも、自損事故者と同様の手続きを行えば申請は可能です。なお、自賠責等級の通知をなくし、保険会社等にも等級の証明が残っていない場合には、自賠責保険適用者でも自損事故者と同様の手続きが必要となり

ます。自損事故の場合は「交通事故証明」「後遺障害診断書」等の書類が必要です。なお、「交通事故証明」は保存期間が5年間であるため、障害手帳診断書に交通事故による受傷であることが明記されていれば事故証明の代わりになります。また、家計中心者の所得制限や労働災害、介護保険制度との併給制限、福祉施設入所者への制限等があります。介護料は3段階あり、車椅子やベッド等特定の介護用品の購入にも介護料は適用されます。

7 雇用保険（失業給付）（申請先：ハローワーク）

障害等により失業した場合、雇用保険に加入（離職の日以前1年間に6ヶ月以上）していれば失業給付の受給の可能性があります。

障害者手帳を所持していると「就労困難者」として一般の失業者よりも長期間失業給付が支給されます。そのため、退職の方向性がある場合には、高次脳機能障害のみでも在職中に精神障害者保健福祉手帳の取得の検討をすることが望ましいです。

なお、失業給付は働ける状態にあることが条件であるため、失業時点で療養中であれば失業給付の開始の延長をハローワークに届け出てください。最長4年間は支給期間を延期することができます。

8 労働者災害補償保険制度（申請先：労働基準監督署）

労災制度の概略

労働災害には、業務労災と通勤労災があり、補償内容に変わりはありません。業務労災の場合には、療養中は3年間の解雇制限があります。

治療期間中は、労災保険から医療費として療養（補償）給付と休業（補償）給付が行われます。休業（補償）給付は賃金の80%が支給されます。

症状が固定して積極的な医療を要しなくなった段階で、症状固定の診断書を提出してください。後遺障害の程度により、障害（補償）給付が行われます。障害（補償）給付は1級から7級までが労災年金の給付となり、8級から14級までが障害補償一時金（所定金額の支給により終了）の給付となります。

また、脳損傷のような中枢神経・精神機能の障害により1、2級の労災年金を受給する方には、介護（補償）給付が行われます。脳外傷等で9級より重い障害補償給付を受けている方には「脳の器質性障害に係るアフターケア」として健康管理手帳が交付されます。病院に健康管理手帳を掲示すると、症状固定後も月に1回程度の診察および投薬等が無料で受けられます。



9 生命保険制度（申請先：生命保険会社）

民間保険会社の代表的な生命保険としては、死亡保険（定期や養老保険）があります。死亡保険には、特約として災害補償や障害特約が付いていることが多くあります。一般的に、死亡保険では高度障害補償を設け、死亡に準じた取扱いをしています。

交通事故や転倒等の災害により受傷した場合には、障害特約の付帯を確認してください。特に、高次脳機能障害以外に身体障害としての片麻痺等が合併している場合には、該当する可能性があります。

なお、住宅ローンの生命保険では、高度障害の場合には生命保険金でローンが相殺される場合が多く、高度障害の状態にある場合には確認が必要です。



福祉サービスを受けるには (障害者手帳)

1 身体障害者手帳 (申請先：市町障害福祉担当)

身体障害者手帳は身体障害者障害程度等級表に該当する方に対して交付されます。身体障害は、肢体、聴覚または平衡機能、視覚、内部（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルス）等に分類され、それぞれに等級基準が設けられています。等級表には1級から7級までの基準があり、身体障害者手帳は6級以上の状態の者が対象となります。

申請にあたっては、身体障害者福祉法第15条の指定を受けている医師に所定の診断書を記載してもらい、申請書、写真、マイナンバーを確認できる書類とあわせて市町に提出してください。

2 療育手帳（知的） (申請先：市町障害福祉担当)

知的障害者の手帳は「療育手帳」等の名称で呼ばれています。
三重県では、

- | | |
|-------------|------------|
| ・最重度知的障害 A1 | ・中度知的障害 B1 |
| ・重度知的障害 A2 | ・軽度知的障害 B2 |

と表示されています。高次脳機能障害の場合、18歳未満で受傷（発症）された場合は療育手帳の対象になります。

3 精神障害者保健福祉手帳 (申請先：市町障害福祉担当または市町保健センター)

精神障害者保健福祉手帳の等級は1級・2級・3級の3段階です。診断書で申請を行う場合は、初診日から6ヶ月以上を経てからになります。なお、脳血管障害、脳外傷等の脳器質性の精神障害に関しては、内容に問題がなければ、リハビリテーション科医等が手帳診断書を記載することができます。精神障害者保健福祉手帳は、2年毎に更新手続きが必要です。

交付を受ける方法には2通りあります。1つは、精神障害者保健福祉手帳診断書を申請先に提出し交付を受ける方法、もう1つは、すでに高次脳機能障害により障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）を受けている方が年金証書を申請先に提出して交付を受ける方法です。



福祉サービスを受けるには

(障害者福祉施設等の活用)

(申請先：市町障害福祉担当、市町保健センター、市町障害者相談支援センター、各施設)

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付

介護給付

居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
短期入所
療養介護
生活介護
施設入所支援

訓練等給付

自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
就労定着支援
自立生活援助
共同生活援助
(グループホーム)

自立支援医療

更生医療
育成医療
精神通院医療

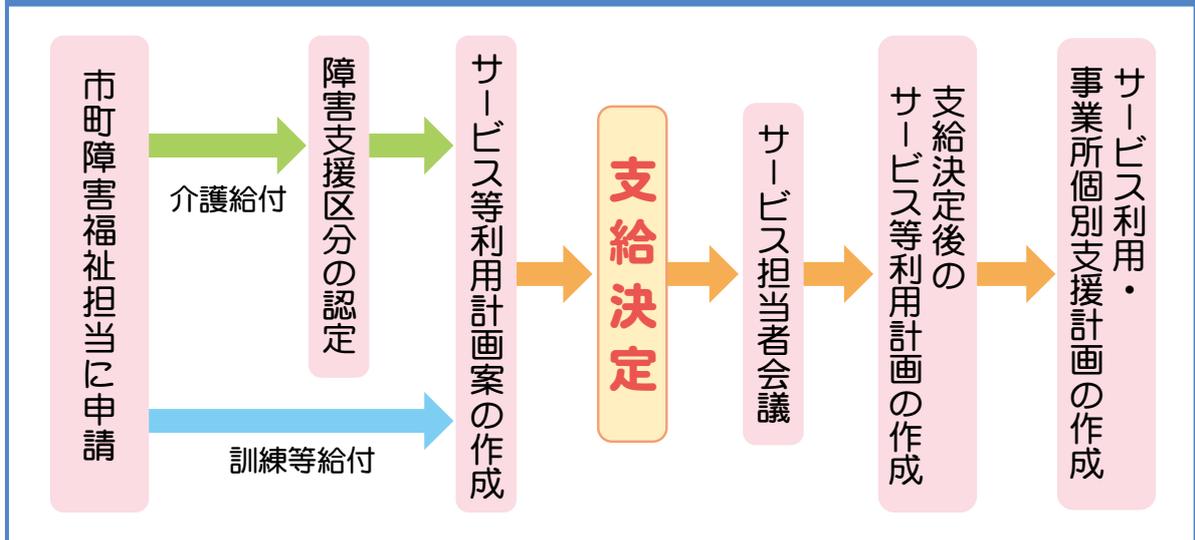
補装具

相談支援

地域生活支援事業

- ・理解促進研修・啓発
- ・自発的活動支援
- ・相談支援
- ・成年後見制度利用支援
- ・成年後見制度法人後見支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具の給付または貸与
- ・手話奉仕員養成講座
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター機能強化
- ・福祉ホーム等
- ・その他の日常生活または社会生活支援

障害福祉サービス支給の流れ



介護保険制度の活用

(申請先：市町介護保険担当、居宅介護支援事業所、
地域包括支援センター、各施設)

1 要介護認定

(1) 介護保険制度

介護保険制度は、

①65 歳以上の要介護・要支援状態にある方 (第 1 号被保険者)

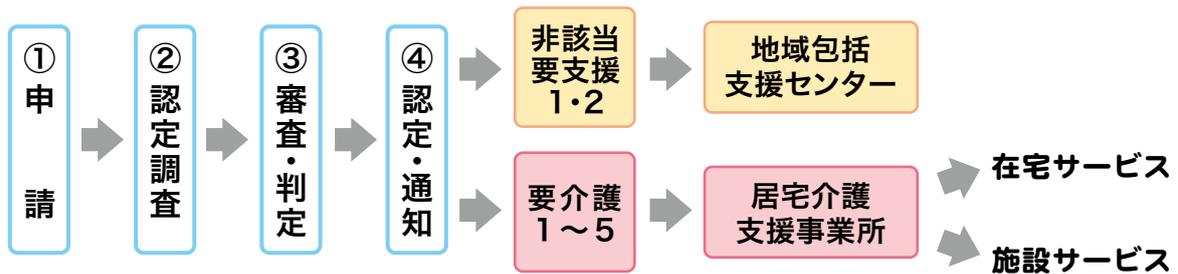
②40 歳以上 65 歳未満で、特定疾病により要介護・要支援状態にある方 (第 2 号被保険者)

が介護保険サービスの利用対象になります。(特定疾病とは、脳血管疾患・関節リウマチ等厚生労働省が定めた 16 疾病です。)

②の第 2 号被保険者は、障害福祉サービスより介護保険サービスの利用が優先となります。しかし、介護保険サービスにない障害福祉サービス(就労支援等の訓練等給付)の利用や、生活保護受給者の場合は、その限りではありません。

また、介護保険サービスと障害福祉サービス(訓練等給付)の併用は、基本的には可能です。

(2) 介護保険サービスを利用する手順



2 在宅サービス

自宅等の生活の場で利用できる在宅サービスには、以下のようなものがあります。

- ・施設に通所して利用する通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)
- ・専門スタッフの訪問を受け利用する訪問介護(ホームヘルプ)、訪問リハビリテーション
- ・家の環境を整える福祉用具貸与・販売、住宅改修費支給
- ・施設に短期間入所する短期入所生活介護(ショートステイ)

3 施設サービス

要介護 1～5 の方は、介護保険が適用される施設に入所してサービスを受けられます。

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設(老人保健施設)
- ・介護療養型医療施設(療養病床等)
- ・介護医療院



高次脳機能障害者の 職業リハビリテーション支援機関

1 ハローワーク

一般的に障害者が求職活動を行う場合の窓口は、ハローワークです。ハローワークには障害者就労支援担当があり、就労斡旋のほかにも就労支援機関の紹介等も行っていきます。

2 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部 三重障害者職業センター (申請先：ハローワーク、三重障害者職業センター)

障害者職業センターでは、高次脳機能障害者に対して就労支援に必要な職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション等の事業を行っています。また、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施しています。障害者職業センターは、障害者手帳の有無にかかわらず、障害を持たれる方を支援の対象にしています。

3 ジョブコーチ支援事業 (申請先：ハローワーク、三重障害者職業センター)

ジョブコーチは、障害者が実際に働く職場内において、本人が職場の環境や職務内容に適応し能力を発揮するための支援や企業サポートづくり等を行う支援です。高次脳機能障害者の就労支援においてもジョブコーチの役割が期待されています。

障害者職業センター等からジョブコーチが派遣される期間は、およそ2～4ヶ月です。

4 その他の支援事業 (申請先：ハローワーク、三重障害者職業センター)

高次脳機能障害者に関連する就労支援制度には、その他、対象者の条件はありますが「トライアル雇用事業」「職場適応訓練」「精神障害者総合雇用支援」等があります。

5 障害者就業・生活支援センター (申請先：障害者就業・生活支援センター)

就業やそれに伴う日常生活上の支援を必要とされている障害者に対し、窓口での相談や、職場・家庭訪問等を実施しています。三重県内の各圏域に設置されています。

6 三重県身体障害者総合福祉センター (申請先：市町障害福祉担当、三重県身体障害者総合福祉センター)

高次脳機能障害の診断を受けられた方および身体障害者手帳の所持者を対象に、就労に必要な能力の向上を目標として、職業リハビリテーションを実施しています。主な内容は、作業訓練や情報訓練です。

権利を守るために

1 成年後見制度（申請先：家庭裁判所）

成年後見制度は、精神上的の障害により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を保護し、支援する制度です。

(1) 法定後見の3類型

法定後見には3類型あります。本人の判断能力の程度によって、次のように3つに区分されます。

- * 後見：本人にほとんど判断能力がない場合が対象。
（例：日常の買い物に困難な場合等）
- * 保佐：本人の判断能力が著しく不十分な場合が対象。
（例：日常の買い物は可能だが、財産管理に困難な場合等）
- * 補助：本人の判断能力が不十分な場合が対象。
（例：重要な財産管理を単独で行うことが困難な場合等）

申し立ては、管轄の家庭裁判所で行います。

本人、配偶者、四親等内の親族、市町長等法律に定められた人のみ申し立てができます。家庭裁判所では、本人が被後見の対象であるかどうか、後見人を誰にするかを審判します。

(2) 任意後見

成年後見には上記の法定後見と任意後見があります。任意後見は、判断能力がなくなったときのため、財産管理や身上監護に関することについて、あらかじめ信頼のおける人と契約を結んでおくもので、手続きは公証役場で行います。

2 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） （申請先：市町社会福祉協議会）

お金の出し入れ等、日常的な金銭の管理、通帳や印鑑の保管、福祉サービスの利用手続き等に不安があるときに利用する制度です。生活保護世帯以外は有料となります。



Q & A 集

Q1

障害年金と労災年金について

仕事中のケガで障害を持ちました。障害基礎年金・障害厚生年金と障害補償年金（労災年金）は同時に受給できますか。

A1

障害基礎年金・障害厚生年金を受給している人が、同じ理由で障害補償年金（労災年金）を受ける場合、障害基礎年金・障害厚生年金が全額支給され、障害補償年金（労災年金）が減額されます。

Q2

傷病手当金について

傷病手当金とはどういう制度ですか。

A2

傷病手当金は、会社員や公務員、船員等が「業務外」のケガや病気で働けず、給与が出ないときに健康保険から支給されます。

職場を休んで4日目から1年6ヶ月（船員は3年）の範囲内で受給ができ、その間に職場を退職しても給付は続きます。1日あたりの傷病手当金は、12カ月間の各月の標準報酬月額（給与に諸手当を加えた月収）の平均値を30で割って算出した額の2/3に相当する額が支払われます。

Q3

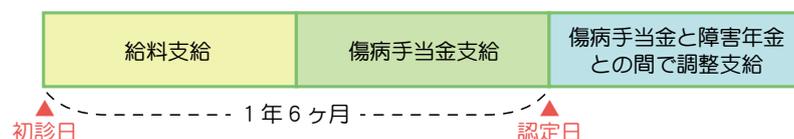
傷病手当金と障害年金について

脳血管障害を発症し仕事を休職しています。現在、健康保険から傷病手当金をもらうようになりました。その後は、どうなるのでしょうか。

A3

公的年金に加入しており、なおかつ条件を満たしていれば障害年金を受給することができます。発症から1年6ヶ月目が障害認定日となり、障害年金に該当する状態であれば年金申請が可能となります。

傷病手当金については、上記A2のとおりです。職場の有給休暇期間を消化した後に傷病手当金に移行されたのであれば、傷病手当金と障害年金をもらえる時期が重なります。この場合は、障害年金を受けとることとなります。ただし、傷病手当金の方が多ければ差額分が傷病手当金から支給されます。



Q4

障害年金と就労について

障害年金 2 級を受給していますが、今後働きたいと考えています。働く
と障害年金はもらえなくなるでしょうか。

A4

働いて収入を得ても、障害年金の等級に該当している間は、障害年
金を受給できます。20 歳以降の傷病により障害年金を受給している場
合は所得制限がありません。ただし、20 歳前の傷病により障害基礎年
金を受給している場合は所得制限^(※)があります。

(※) 20 歳前の傷病による障害基礎年金受給者の所得限度額 (令和 6 年 4 月現在)
・ (扶養親族なしの場合) 全額支給停止 前年の所得が 472 万 1 千円を超える場合
半額支給停止 前年の所得が 370 万 4 千円を超える場合

Q5

障害年金と身体障害者手帳の等級について

身体障害者手帳 4 級を持っていますが、この場合は障害年金はもらえな
いのでしょうか。

A5

障害年金の等級と身体障害者手帳の等級は、それぞれ違う法律で定
められています。市町年金担当か、管轄の年金事務所へお問い合わせせ
ください。

Q6

障害年金と失業給付について

会社を退職しましたが、障害年金と失業給付は同時に受給できるの
でしょうか。

A6

障害年金と失業給付は同時に受給できます。

Q7

10年前に初診日がある障害年金の申請について

10年前に交通事故に遭いました。身体麻痺は残りませんでしたが、高次脳機能障害が残りました。今からでも障害年金の申請ができるのでしょうか。

A7

受給要件を満たしていれば、障害年金を申請することができます。ちなみに、年金申請が遅れた場合は5年間さかのぼって請求することができます。しかしながら、5年前の診断書を作成してもらうことはかなり難しいと思われます。このような場合は、「事後重症」の制度を使い、「事故後10年経って障害が重くなった」として現時点から申請する方法がありますので、あきらめないでください。また、高次脳機能障害は、器質性精神障害に分類されます。したがって、年金申請の際は、精神障害の診断書が必要となります。

Q8

障害年金の受給期間について

障害年金をもらっていますが、いつまでもらえるのでしょうか。

A8

精神障害（高次脳機能障害もこれに含まれます）の場合、最初の年金支給決定より1年から3年（一般的には2年）経つと、障害年金の更新（診断書の再提出）があり、以後も繰り返されます。更新時に障害の状況がよくなり、障害状態でなくなった際は支給が止まります。しかし、状態が悪化して障害等級に該当すれば、申請・審査により障害年金が再開、支給されます。

Q9

介護保険と高次脳機能障害について

介護保険は利用できますか。

A9

65歳以上の高次脳機能障害者や、40歳以上で脳血管疾患（脳出血・脳梗塞・くも膜下出血 ※もやもや病も可）による高次脳機能障害の方で、市町から支援や介護が必要と認定された方は、介護保険の利用ができます。

65歳未満の方で、交通事故や転落、特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は介護保険の適用はなく、障害者総合支援法の適用になります。

Q10

失業給付の条件について

会社を退職する予定です。雇用保険から失業給付をもらうには、どのような条件が必要ですか。

A10

基本的に雇用保険の被保険者期間が、離職前の2年間に通算して12か月以上必要です。この場合、賃金の支払い日数が11日以上ある月を1か月として計算します。しかし、心身の障害、疾病、負傷、視力・聴力・触覚の減退等により離職した人は「特定理由離職者」に認定され、離職前の1年間に6ヶ月以上で条件を満たすこととなります。そして、「失業の状態」にあるという条件（いつでも就職できる状態にあり積極的に求職活動を行っていないながら仕事に就けない状態）も必要となります。病気やけがで今すぐ働けない場合には、Q12を参考にしてください。

Q11

雇用保険未加入の失業給付について

退職した会社が雇用保険に入っていませんでした。ハローワークで雇用保険からの失業給付はもらえません。

A11

法人・個人を問わず、従業員を一人でも雇用している会社等は雇用保険に加入させなければなりません（ただし、1週間の所定労働時間が20時間未満のパートは除きます）。加入手続きをされていなくても退職後2年間までさかのぼって雇用保険に加入ができます。ハローワークに相談してください。

Q12

療養中の失業給付について

療養中で、再就職を考えられる状況ではありません。この場合、失業給付はあきらめないといけません。

A12

病気やケガ（他に妊娠、出産、育児、介護）で、働きたくても働けない場合は、ハローワークで「受給期間延長」の手続きをしてください。延長期間は最長で4年です。延長手続きをした後、傷病手当金をもらい終わり、その頃の就労の意欲と軽作業の能力がありましたら「失業給付の申請」を行ってください。

高次脳機能障害に関する相談

- ・高次脳機能障害かどうか、病院で診断を受けたい
- ・リハビリテーションの話が聞きたい
- ・どのような福祉サービスが利用できるのか知りたい
- ・働きたいけど、何から始めたらよいか分からない
- ・働いているけれど、うまくいかない

等

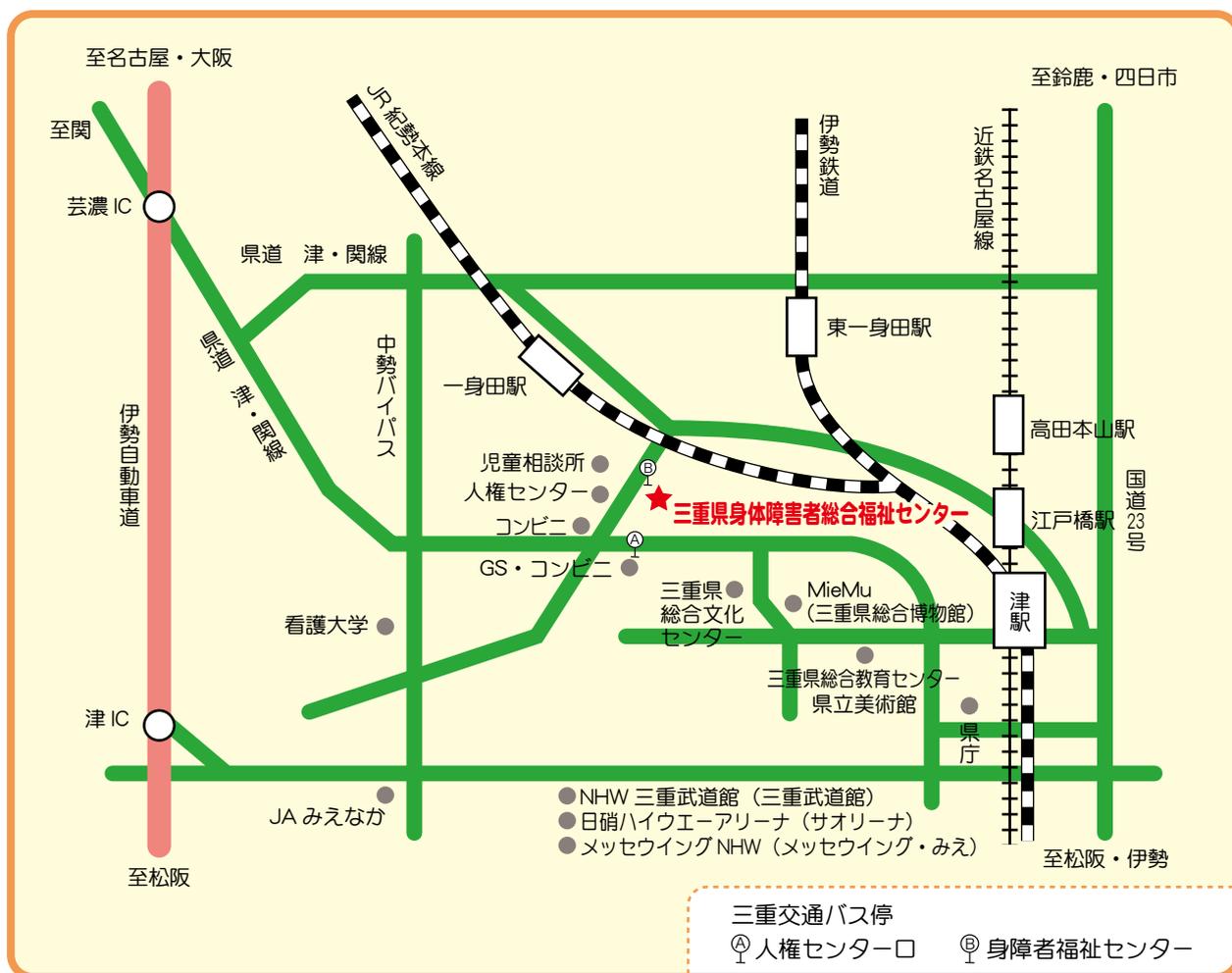
電話相談・来所相談を受付けています

(相談受付時間 平日 8:30~17:00 祝日・年末年始を除く)

三重県身体障害者総合福祉センター

〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2

電話：059-231-0037(直通) URL：<https://www.mie-reha.jp/center>



(このパンフレットは、日本損害保険協会助成金により作成しました)
三重県高次脳機能障害者(児)リハビリテーション講習会実行委員会・発行